

千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）新旧対照表（令和7年1月改定）

新（令和7年1月改定）	旧（令和6年3月）
<p>千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月18日制定 令和7年1月24日改定</p> <p>第1条～第7条（略） （CCUS活用に係る費用）</p> <p>第8条 CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に基づき変更契約を行うものとし、間接工事費に積み上げ計上することとする。この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。</p> <p>ただし、上記の費用計上は第5条に掲げる実施項目について、目標基準を全て達成した場合とする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>附 則 （施行期日） 本要領は、令和6年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 本要領は、令和7年1月24日から施行する。</p>	<p>千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月18日制定</p> <p>第1条～第7条（略） （CCUS活用に係る費用）</p> <p>第8条 CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に基づき変更契約を行うものとし、間接工事費に積み上げ計上することとする。この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。</p> <p><u>また、これらの費用は、千葉県企業局水道工事標準仕様書「1.1.7 契約金額の変更」に定める『前設計見積工事価格の3%以内で25万円を超過しないものの増減額分については変更しないものとする。』の対象外とし、別途、費用を積み上げ計上する。</u></p> <p>ただし、上記の費用計上は第5条に掲げる実施項目について、目標基準を全て達成した場合とする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>附 則 （施行期日） 本要領は、令和6年3月18日から施行する。</p>